

個人情報に記載した書類の誤送信について

このたび、当センターにおいて、患者の診療情報提供書を A 病院あてに作成するところ、誤って類似名の B 病院あてに作成し、FAX 送信した事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者 ID、診療内容、治療計画等

2 事案の経過

○令和 7 年 4 月 17 日(木)

- ・医師が患者の診療情報提供書を作成する際、A 病院あてに作成すべきところ、誤って類似名の B 病院あてに作成し、FAX 送信した。

○令和 7 年 4 月 18 日(金)

- ・B 病院から受診歴のない患者の診療情報提供書が届いたと電話連絡があり誤送信が発覚した。謝罪するとともに、返送用封筒送付による回収を依頼し、承諾を得た。

- ・医師から患者へ謝罪した。A 病院へ診療情報提供書を送付した。

○令和 7 年 4 月 21 日(月)

- ・B 病院から、誤送信した診療情報提供書が返送され、センターで適切に破棄した。

3 誤交付の原因

- ・医師が診療情報提供書を作成する際、宛先確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・診療情報提供書を作成する際、宛名、住所等の医療機関の複数の情報での確認を徹底するよう指導した。